

函館市消防本部消防職員委員会意見取りまとめ者推薦要領

第1条 この要領は、函館市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年函館市規則第50号）第7条第1項に規定する意見取りまとめ者の推薦に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 消防本部，北消防署または東消防署（以下「消防本部等」という。）に所属する職員は，その職員の所属する係，隊または担当ごとに意見取りまとめ者の推薦を行う職員（以下「推薦人」という。）1名を話し合いにより決定する。

2 推薦人は，消防本部等ごとに会議を開催し，意見取りまとめ者として推薦する職員を話し合いにより決定する。この場合において，その職員の数は，消防本部等ごとに次に定めるとおりとする。

(1) 消防本部 1名

(2) 北消防署 2名

(3) 東消防署 2名

3 人事異動等により意見取りまとめ者が欠けた場合は，前2項の規定により補欠の意見取りまとめ者として推薦する職員を決定するものとする。

附 則

この要領は，平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成31年4月1日から施行する。